

令和 5 年 5 月 2 日

保護者 各位

山梨県立韮崎高等学校
校長 野 崎 哲 司

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後の対応について

薫風の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、4月28日付で県教育委員会より、5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策についての通知がありました。生徒ならびに保護者の皆様には趣旨を御理解の上、協力をお願いいたします。

なお、今後の状況によって、本通知の内容を変更する可能性があることを申し添えます。

(1) 開始日について

- ・令和5年5月8日（月）

(2) 陽性者について

- ・出席停止期間は「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」となります。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

※無症状の感染者は「検体を採取した日から 5 日を経過するまで」となります。

- ・出席停止の申請をするには、出席停止措置願の提出が必要です。なお、感染後最初に登校する際、陰性証明や検査結果等は不要ですが、生徒はHRに行く前に保健室に寄り、出席停止措置願を提出してください。
- ・eメッセージによる感染発症連絡は終了いたします。

(3) 濃厚接触者について

- ・登校の制限はありません。ただし、発熱、喉の痛み、咳等の症状がある場合は学校にご相談ください。

(4) 体調不良者について

- ・発熱、喉の痛み、咳等の普段と異なる症状がある場合は登校を控えてください。なお、体調不良で医療機関を受診して陰性だった場合、出席停止にはなりません。

(5) マスクについて

- ・通常は任意となります。ただし、陽性者に対しては、出席停止が解除されても、発症から 10 日を経過するまではマスクの着用を推奨します。